

## 令和4年度第3回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

### 1 日時

令和4年8月12日（金）午前10時00分～午後0時00分

### 2 場所

市役所本庁 議会棟4階 第一委員会室

### 3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者 : 新川 達郎、上野山 裕士
- ・寝屋川市議会議員 : 板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民 : 水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員 : 杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

10人（全11人）

（事務局）

（杉本理事、）高島係長、森崎、植村、佐藤

### 4 傍聴の可否

可（傍聴者0人）

### 5 次第

- (1) 第2回委員会における検証内容
- (2) 条文の検証（第1条から）
- (3) その他

### 6 会議要旨

- (1) 第2回委員会における検証内容

<確認した事項>

第2回委員会での委員の意見等のうち「引き続き検討する」とした項目については、全条文の検証後に改めて検討する。

※事務局から「【資料】第2回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容」について説明を行った。

- (2) 条文の検証（第1条から）

#### ア 第1条（目的）

この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めるこ

とにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

意見、質問等なし

## イ 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

### 委員の主な意見

- ・ 各条項の検証に当たっては、4つの視点を検証の基本としつつ、条例制定時の思いや過去2回の検証時の整理など、これまで積み上げてきた言葉、文章を十分に尊重して検証を行う必要があるのではないか。
- ・ 定義については過去から議論されて定められたものであり、大きな変化がない中で見直すことに疑問がある。
- ・ 市民の定義について、地方創生が進む現状を踏まえ、「関係人口」の考え方を追加してはどうか。
- ・ 議会の定義について、現行の「議決機関」ではなく、審議をした上で物事を決定するという「議事機関」とする考え方もある。

- 行政の定義について、逐条解説に条文上に文言がある「行政」及び「補助機関」に鍵括弧があり、条文上に文言がない「執行機関」にも鍵括弧が付いている。分かりやすさの観点から、「執行機関」の鍵括弧は不要ではないか。
- 公共の福祉の定義について、今後は「増進する」ばかりではなく、持続可能性のため後退させる場面もあり得ることから、「公共の福祉に関わるあらゆる取組」としてはどうか。
- 市民活動の定義について、より具体的で分かりやすくするため、制定時の推進会議の意見にある「市民が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながり及びその活動」としてはどうか。
- 参画の定義について、「政策等」の「等」の内容について、逐条解説に追記してはどうか。
- 協働の定義（第2条第7号）と、基本理念（第3条）の記述が重複していないか。行政における一般的な定義を記述するという趣旨で「まちづくりに関わる様々な団体及び個人が相互に尊重し合い、対等な立場で協力し、活動すること」としてはどうか。
- 第2条と第3条との記述の重複について、第2条はあくまでも言葉の定義として当該文言の考え方を規定するものであり、第3条の基本理念とは異なるものであると考える。

<確認した事項>

- 各号の文言については、制定時の考えや、これまでの検証委員会における検証の経過等を踏まえ、現状のままとする。
- 「行政」「参画」に関しては、定義の内容がより分かりやすい記述となるよう、逐条解説において対応することとする。

## ウ 第3条（基本理念）

市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

### 委員の主な意見

- 平成18年の市民検討委員会『最終報告書』の基本理念における「熟議」の文言は極めて重要である。また、行政は、「熟議」という文言の

重みを踏まえ、業務をどう改善できるのか、常に考えて行動してほしい。

＜確認した事項＞

制定時の考えや経過等を踏まえ、現状のままとする。

#### エ 第4条（市民相互の協働）

市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

#### 委員の主な意見

- ・ 「交流の場等」の記述について、デジタル化の進展等を踏まえ、例えば「交流の場とシステム」とするなど、より幅広い表現としてはどうか。
- ・ 「交流の場」にはオンラインも含まれると考えられ、その旨を逐条解説に記述してはどうか。
- ・ 「自主的で自立的なまちづくり」の記述について、寝屋川市らしさを表現するために、前文にある「協創」の文言を追記してはどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 「交流の場等」については、条文は現状のままとした上で、今後オンラインによる交流もより一層増えていくことが想定されることについて、逐条解説に追記することとする。
- ・ 「協創」の文言の追記については、法令用語としての成熟性等を考慮し、現状のままとする。  
ただし、前文における「協創」に関わる議論を踏まえ、必要に応じ改めて検討する。

#### オ 第5条（市民と行政の協働）

市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

意見、質問等なし

## カ 第6条（安全・安心の向上）

市民は、自然災害・犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害・犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

### 委員の主な意見

- ・ 市の検証報告書の検証結果3「健康危機」の追記については、中核市に移行し保健所を有することから、「社会情勢に適合しているか」の視点から同意できる。
- ・ 市の検証報告書の検証結果3「健康危機対応力」の追記について、「防災力、健康危機対応力、防犯力」を「危機対応（能）力」と整理してはどうか。
- ・ 「健康危機対応力」はあまり聞き慣れない言葉であるため、より分かりやすく表現することはできないか。
- ・ これまでの経緯を残すという意味から、「危機対応力」などまとめて表現するべきではない。
- ・ 第6条各項について、第1項は市民相互の協働を規定しているため第4条の第3項として、第2項は市民と行政の協働の趣旨を追記した上で第5条の第3項として規定してはどうか。
- ・ 第6条の規定は特に重要であるため別建てにしていると考えられ、現状のままでよいのではないか。

### <確認した事項>

- ・ 「健康危機」の文言については、保健所を有する中核市であることから、コロナ禍の現状等を踏まえ、追記することとする。
- ・ 「健康危機対応力」の文言については、条例の文言としてどのような表現が適当であるかを含め、引き続き検討することとする。
- ・ 第6条各項については、本条項追加時の検討の経緯等を踏まえ、現状のままとする。

## キ 第7条（透明性の確保等）

行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

- 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。
- 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

#### 委員の主な意見

- ・ 積極的な情報発信は、行政・議会に求められる姿勢であり、市の検証報告書の意見4のとおり、第1項を「行政は、必要な情報を市民に分かりやすく、かつ、積極的に発信し、透明性を確保しなければならない。」に変更してはどうか。
- ・ 情報共有と情報発信は異なる。意見4には「必要な情報を・・・発信し」とあるが、「必要な」という言葉が入ると、情報を選ばざるを得なくなる。情報共有の方が良いのではないか。
- ・ 逐条解説13ページ「情報には、・・・市民が持っている情報もあります。地域課題の解決に向けて、それぞれが持っている情報を互いに共有し、・・・」とあり、これに適した条文となるよう、「市民は、地域情報の相互共有に努めるものとする。」と追記してはどうか。

#### <確認した事項>

本条文は行政の検証経過等を踏まえ、現状のままとする。  
なお、逐条解説において、「積極的な情報発信」の趣旨を追記する。

#### ク 第8条（情報公開）

行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

意見、質問等なし

#### ケ 第9条（個人情報保護）

行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

意見、質問等なし

コ 第 10 条（市民活動の尊重等）

行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

**委員の主な意見**

- ・ 第 7 条から第 10 条までが、第 2 章協働に規定されていることに違和感がある。新たな章とした方が分かりやすい構成になるのではないか。
- ・ 第 7 条から第 9 条までは協働と関連性のある事項が書かれており、第 2 章で規定してよいと思うが、第 10 条と第 11 条の後ろに記載した方が分かりやすいのではないか。

<確認した事項>

いずれの条文も、協働を行う上で、行政が基本的に備えなければならない内容を規定するものであることから、現状のままとする。

(3) その他

<確認した事項>

今回は 8 月 18 日（木）午前 10 時から議会棟 4 階第一委員会室で開催する。なお、今回予定していた第 11 条及び第 12 条の検証については、次回行う。